

## 入札説明書

文書通送業務委託に係る入札参加資格確認申請及び入札手続については次のとおりとします。

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
文書通送業務委託
- (2) 業務の仕様等  
「文書通送業務委託仕様書」については、6(1)の場所で交付する。また、入札日までに返却すること。
- (3) 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (8) 島根県内に本社、本部、支店、支部等のいずれかがあること。
- (9) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- (10) 過去5年以内に国又は地方公共団体と同種・同規模以上の契約を締結し、履行した実績があること。
- (11) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札参加資格確認の確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
なお、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、指定する日時までに遅滞なく申請書の補正を行うこと。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、入札参加資格確認通知により各申請者へ通知する。
- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 4 入札参加資格確認申請等に必要書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 一般貨物自動車運送事業の許可証又は免許証の写し
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書  
※申請日前3ヶ月以内に発行された原本を提出すること。
- (5) 委任状（様式第4号）  
契約の締結及び代金の請求等を代理人（支店長等）へ委任する場合
- (6) 島根県税の納税証明書（県民センターの長が発行する未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書）  
※申請日前3ヶ月以内に発行された原本を提出すること。
- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税地（本社所在地）を所管する税務署長が発行する未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書）  
※申請日前3ヶ月以内に発行された原本を提出すること。
- (8) 法務局に登録する役員（個人にあつては、当該個人及び当該個人と生計を一にする配偶者）又は契約等の権限を委任された支店等を代表する者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した名簿（様式第2号）
- (9) 過去5年以内に国又は地方公共団体と同種・同規模以上の契約を締結し履行済みとなった契約書の写し（契約内容（仕様）、契約金額及び契約者（委託者・受託者）の確認できるページの写しであること）
- (10) 入札保証金の免除を受けるための書類（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号により入札保証金の免除を希望する場合のみ）
- (11) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒  
定形封筒（長形40号程度）に110円切手を貼付し、宛先を記入すること。  
(4)(6)(7)については、島根県の入札参加資格者名簿に登載されている者については、省略できる。

## 5 申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限  
令和8年3月16日（月）正午まで
- (2) 提出場所  
6(1)の場所
- (3) 提出方法  
持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

## 6 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話 0852-26-0110 内線 2241～2243
- (2) 入札説明会  
実施しない。
- (3) 入札及び開札の日時、場所等
  - ア 日時  
令和8年3月26日（木）午前11時00分
  - イ 場所  
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室
  - ウ 開札  
即時開札

## 7 入札の方法等

- (1) 入札の方法
  - ア 入札は、入札書（様式第3号）によるものとし、「年月日」欄には入札の日を、「氏名」欄は次により記載すること。
    - (ア) 入札、開札の日に入札・契約権限がある者（支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。）が自ら入札に参加する場合は、法人の名称及び当該支店長等の氏名を記載すること。
    - (イ) 支店長等が、支店長等以外の者（以下「代理人」という。）に入札に関する一切の事務を委任したときは、委任状（様式第4号）に代理人の住所及び氏名を記載するとともに、法人の住所、名称及び支店長等の氏名を記載の上、入札までに提出しなければならない。
    - (ウ) 入札者又はその代理人は、本件にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
  - イ 入札書は、封筒に入れ、のり付けし密封のうえ、封筒の表書きとして「入札者の法人名」及び1の「入札の件名」及び「入札書在中」と記載し提出すること。
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り

- 捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- エ 入札者は、当該業務の履行にかかる一切の諸経費を含めて入札金額を見積もること。
- オ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。
- カ 入札者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。
- キ 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。
- ク 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することができない。
- ケ 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後直ちに再度の入札を行う。
- コ 郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

## (2) 入札保証金

- ア 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、契約予定相当額（入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。
- ウ 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- エ 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。
- オ 入札保証金の納付は、入札日の午前 9 時から午前 10 時までの間に島根県警察本部会計課まで持参の上、納付すること。

## (3) 再度入札

- ア 再度入札は 2 回までとする。
- イ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。

## (4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定する。

## (5) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき

(7) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 2 の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

(8) 入札辞退

島根県警察本部長の承認を受けた後、入札を辞退する場合は、開札前までに入札辞退届を持参又は郵送により提出し、入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 8 契約

(1) 契約条項

「委託契約書（案）」のとおり

ただし、委託料の各月の支払額については、分割支払い協議書の承認をもって決定するものとし、契約書（分割支払表）で約定する。

(2) 前金払

なし

(3) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 3 第 1 項の規定により 14 日以内に契約を締結するものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書 2 通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

ア 島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のい

れかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。

ウ 契約保証金の納付を要する場合は、落札決定の日から契約締結までの間に、島根県警察本部会計課まで持参の上、納付すること。

エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

- (5) 契約の手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

## 9 質疑

- (1) 入札説明に対する質疑

入札説明書、添付資料及び委託業務仕様書に関して質疑事項がある場合は、質疑書（様式第 5 号）により令和 8 年 3 月 6 日（金）正午までに提出すること。

- (2) 提出先

6(1)に同じ

- (3) 提出のあった質疑については、書面により回答する。

## 10 入札説明書添付書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- (2) 役員等名簿（様式第 2 号）
- (3) 入札書（様式第 3 号）
- (4) 委任状（様式第 4 号）
- (5) 質疑書（様式第 5 号）
- (6) 入札保証金免除申請書
- (7) 委託契約書（案）
- (8) 文書送付業務委託仕様書（入札日までに返却すること）

## 11 その他

本件契約に係る予算が議会において議決されない場合は、入札は行わないこととする。